

6 杉並第 14041 号

令和 6 年 6 月 5 日

各高齢者施設長 様

杉並区保健福祉部介護保険課長

佐々木 夏枝 (公印省略)

杉並区における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染症防止対策等について (令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱い) の一部変更について

平素より、杉並区の介護保険事業の運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 6 年 4 月 19 日付けで、杉並保健所から事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の杉並保健所保健予防課の対応について」が示されました。

これに伴い、令和 5 年 5 月 2 日発出の「杉並区における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染防止対策等について (令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱い)」について下記のとおり変更いたします。

杉並保健所からの事務連絡と併せてご確認いただき、貴施設等における適切な対応をお願いいたします。

## 記

「杉並区における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染防止対策等について (令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱い)」の変更内容

### 5 事故報告書の提出について

杉並保健所保健予防課発出の「その他疾患集団発生報告 (別紙 2)」で規定される報告基準を満たした場合には、介護保険課指導係へ事故報告を提出してください。

具体的には、

- ・死亡者、重傷者が 1 週間以内に 2 名以上発生
- ・10 名以上 (小規模施設の場合は全利用者の半数以上) の発生
- ・上記 2 つの場合に該当しない場合でも通常の発生動向を上回る感染症の発生のいずれかに該当した場合となります。

なお、5 以外 (1～4・6 について) は変更ありません。

【問合せ先】杉並区保健福祉部介護保険課指導係

電話：03-3312-2111 (内線 1314・1827)